

平成 30 年 4 月 1 日

職員各位

社会福祉法人フロンティア
理事長 水島 正彦

今般、次のとおり女性活躍推進法に基づき一般事業主行動計画を定めましたので、お知らせいたします。

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性はもとより、すべての職員の就労継続を可能にし、いつまでも働き続けられる職場環境の整備を推進するため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間： 平成 30 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日
2. 当法人の課題：
 - ・高齢者介護・障害者支援という事業の性格上、女性職員が多いため、職員採用や管理職・監督職への任用において、性別を理由とした差は生じていない状況。
 - ・女性職員については、出産・子育てを行う者も多く、産前産後休暇を取得した職員のうち、ほぼ全員が引き続き育児休業を取得し、その後職場に復帰。
 - ・一方で、若手職員を中心に、資格取得や研修等を通じたスキルアップを目指す職員が性別を問わず増加の傾向にある。特に、資格の取得で通学する場合などは週 40 時間での就労が難しく、離職または休職を余儀なくされる可能性が否定できない。
 - ・また、育児や介護を理由に週 2～3 日程度の勤務を希望して入職した職員が、育児等が一段落することによりフルタイム勤務への移行を希望した場合、安心・安定した就労環境を提供することが求められている。

3. 定量的目標：

- 短時間勤務制度の利用者を、計画期間中、1 名以上とする。
- 非正社員から正社員への転換制度の利用者を、計画期間中、毎年度 1 名以上とする。

4. 取組内容：

- ・平成 30 年 4 月～ 広報紙、啓発ポスターなどを作成・活用し、利用可能な両立支援制度を職員に周知
- ・平成 30 年 5 月～ 管理職を対象とした会議等での周知と取得の奨励
- ・毎年度 9 月 正社員への転換制度の対象となる職員の抽出
- ・毎年度 9 月 対象者の選考
- ・毎年度 10 月 対象者の決定

女性活躍の現状に関する情報公開

平成 30 年 3 月現在

- ①管理職に占める女性職員の割合 50% ②採用職員に占める女性職員の割合 73.1%
- ③男性を 100 としたときの女性の平均勤続勤務年数 108%
- ④職員の一月当たりの平均残業時間 3 時間